



18

帝國國策遂行要領（御前會議議題）



0316

帝國國策遂行要領（御前會議議題）

帝國ハ現下ノ急迫セル情勢特ニ米、英、蘭等各國ノ執レル對日攻勢、「ソ」聯ノ情勢及帝國國力ノ彈發性等ニ鑑ミ「情勢ノ推移ニ伴フ帝國國策要綱」中南方ニ對スル施策ヲ左記ニ據リ遂行ス。

一、帝國ハ自存自衛ヲ全ウスル爲對米、（英、蘭）戰爭ヲ辭セサル決意ノ下ニ概メ十月下旬ヲ目途トシ戰爭準備ヲ完整ス。

二、帝國ハ右ニ並行シテ米、英ニ對シ外交ノ手段ヲ盡シテ帝國ノ要求貫徹ニ努ム。

對米（英）交渉ニ於テ帝國ノ達成スヘキ最少限度ノ要求事項並ニ之ニ關聯シ帝國ノ約諾シ得ル限度ハ別紙ノ如シ。

三、前號外交々涉ニ依リ十月上旬頃ニ至ルモ尙我要求ヲ實徹シ得ル目途

ナキ場合ニ於テハ直チニ對米（英蘭）開戰ヲ決意ス

對南方以外ノ施策ハ既定國策ニ基キ之ヲ行ヒ特ニ米「ソ」ノ對日連合

戰線ヲ結成セシメサルニ勉ム

0318

別紙

對米（英）交渉ニ於テ帝國ノ達成スペキ最少限度ノ要求事項並ニ之

ニ關連シ帝國ノ約諾シ得ル限度

第一 對米（英）交渉ニ於テ帝國ノ達成スペキ
最少限度ノ要求事項

支那事變
ニ關スル
事項

- (1) 帝國ノ日支基本條約及日滿支三國共同宣言ニ準據シ事變ヲ解決
セントスル企圖ヲ妨害セザルコト
(2) 「ビルマ」公路ヲ閉鎖シ且蔣政權ニ對シ軍事的政治的並ニ經濟
的援助ヲナサザルコト

（註）右ハN工作ニ於ケル支那事變處理ニ關スル帝國從來ノ主張ヲ

妨グルモノニアラズ而シテ特ニ日支間新取極ニ依ル帝國軍隊
ノ駐屯ニ開シテハ之ヲ固守スルモノトス

但シ事變解決ニ伴ヒ支那事變遂行ノ爲支那ニ派遣セル右以外

ノ軍隊ハ原則トシテ撤退スルノ用意アルコトヲ確言スルコト

支障ナシ

支那ニ於ケル米英ノ經濟活動ハ公正ナル基礎ニ於テ行ハルル
限り制限セラルルモノニアラザル旨確言スルコト支障ナシ

11

0320

帝國國防
上ノ安全
ヲ確保ス
ベキ事項

二、米英ハ極東ニ於テ帝國ノ國防ヲ脅威スルガ如キ行爲ニ出デザルコト

(イ) 泰、蘭印、支那及極東「ゾ」領内三軍事的權益ヲ設定セザルコト
(ロ) 極東ニ於ケル兵備ヲ現狀以上ニ增强セザルコト

(ハ) 註) 日佛間ノ約定ニ基ク日佛印間特殊關係ノ解消ヲ要求セラル
ル場合ハ之ヲ容認セザルコト

帝國ノ所
要物資獲
得ニ關ス
ル事項

(イ) 帝國トノ通商ヲ恢復シ且南西太平洋ニ於ケル兩國領土ヨリ帝國
ノ自存上緊要ナル物資ヲ帝國ニ供給スルコト
(ロ) 帝國ト泰及蘭印トノ間ノ經濟提携ニ付友好的ニ協力スルコト

第二 帝國ノ約諾シ得ル限度

第一ニ示ス帝國ノ要求ガ懲諸セラルルニ於テハ

一、帝國ヘ佛印ヲ基地トシテ支那ヲ除ク其ノ近接地域ニ武力進出ヲナ

サザルコト

(註)「ソ」聯ニ對スル帝國ノ態度ニ關シ質疑シ來ル場合「ソ」

側ニ於テ日「ソ」中立條約ヲ遵守シ且日滿ニ對シ脅威ヲ與

フル等同條約ノ精神ニ反スルガ如キ行動無キ限り我ヨリ進
ンデ武力行動ニ出ヅルコトナキ旨應酬ス

二、帝國ヘ公正ナル極東平和確立後佛領印度支那ヨリ撤兵スル用意ア
ルコト

三、帝國ハ比島ノ中立ヲ保障スル用意アルコト

(附)

日米ノ對歐洲戰爭態度ハ防護ト自衛ノ觀念ニ依リ律セラルベタ又米
ノ歐洲戰參入ノ場合ニ於ケル三國條約ニ對スル日本ノ解釋及之ニ伴
フ行動ハ専ラ自主的ニ行ハルベキモノナルコト

(註)右ハ三國條約ニ基ク帝國ノ義務ヲ變更スルモノニアラズ